

競 技 規 程

制定 平成 24 年 12 月 9 日
施行 平成 24 年 12 月 9 日
改定 平成 25 年 5 月 25 日
施行 平成 26 年 4 月 1 日
改定 令和 3 年 11 月 27 日
施行 令和 4 年 4 月 1 日
施行 令和 5 年 4 月 1 日

第 1 章 総則

第 1 条 本規程は本連盟の主催競技に適用する。ただし、本規程は主催競技に対する適用を趣旨として、ゴルフ規則は日本ゴルフ協会発行のゴルフ規則を適用する。

第 2 条 大会役員は会長が委嘱する。

第 3 条 競技大会スケジュールは、理事会において決定する。

第 2 章 競技者

第 4 条 競技会参加者は別記定める大会参加資格による。

1 次の場合には、出場資格を失う。

- イ 日本ゴルフ協会よりアマチュア資格を停止又は剥奪された者
- ロ 本連盟より競技参加資格を停止又は剥奪された者
- ハ 学校当局より停学その他の処分を受け、未だ処分解除を受けぬ者
- ニ 本連盟の加盟に関する規程に反した者
- ホ プロテストに合格、又は Q T ファイナルに進出した者
- ヘ プロ宣言した者

2 別に定める大会出場日数規程を遵守すること。

第 5 条 競技者の義務

- 1 本連盟員は、本連盟主催競技をいかなる競技よりも優先しなければならない。
- 2 エチケット、ルール並びに競技運営上のあらゆる規定に熟知しかつ厳守すること。
- 3 常にスポーツマンとして立派な態度で行動しなければならない。
- 4 本連盟主催及び後援競技、派遣競技は、ユニフォーム規程を遵守すること。
- 5 各競技において、競技運営に関する事柄は大会本部の指示に従うこと。
- 6 プレーは迅速に行なうように努めること。
- 7 清潔かつ清楚な髪型であること。毛染めは禁止する。
- 8 ゴルフ規則書（ローカルルール含む）、目土袋、スコップ、グリーンフォークは常に携帯すること。
- 9 正当な理由なくアピアに遅れたものは出場を取り消すことがある。
- 10 以上の規程に反した者は、第 4 章第 12 条に準ずる。

第 6 条 参加申し込みの方法

- 1 大会競技規定に従うこと。
- 2 やむを得ない事情のため出場を取り消す場合は、大会当日のスタート 30 分前迄に大

会本部に申し出ること。

- 3 正当な理由なくして出場しなかった者は、以後の申し込みを受け付けないことがある。

第3章 競技大会及び運営

第7条 本連盟主催競技及び運営は次の通りとする。

1 主催競技

全国高等学校・中学校ゴルフ選手権大会
全国高等学校・中学校ゴルフ選手権春季大会
全国高等学校・中学校選抜チャレンジマッチプレー選手権大会
全国中学校・高等学校選抜ゴルフマッチプレー選手権大会
PGA ジュニアゴルフ選手権

2 派遣競技

ザ・ロイヤルジュニア
トヨタジュニアゴルフワールドカップ
アジアジュニアゴルフチームチャンピオンシップ
パシフィックジュニアチャンピオンシップ
ジュニアオレンジボウルゴルフチャンピオンシップ
日泰親善大会
エナジックジュニアオープンシーサーカップ
日韓対抗 中学・高校生ゴルフ選手権大会
本連盟から推薦する JGTO 及び JLPGA の競技

3 後援競技

日本ジュニアゴルフ選手権
全日本アマチュアゴルフフェーズ選手権
全日本女子アマチュアゴルフフェーズ選手権
ゴルフダイジェスト・ジャパンジュニアカップ

4 運営

- イ 主催競技は、本連盟及び大会主管地区で行う。
ロ 後援競技は、主催者からの要請がある場合に運営協力する。

第8条 大会に参加する選手は、以下の者が引率しなければならない。

- 1 加盟校の選手は、顧問が引率すること。ただし、校務等やむを得ない事情で顧問が引率できない場合は、同等の引率責任を持てる者を立て、学校長及び顧問の連署のある委嘱状を大会本部に提出すること。
- 2 個人加盟の選手は、顧問又は保護者が引率すること。顧問又は保護者が引率できない場合は、同等の引率責任を持てる者を立て、委任状を大会本部に提出すること。
- 3 競技日のみならず、公式練習日にも必ず引率すること。
- 4 以上の条件を満たさない場合は、選手の出場を取り消す。

第9条 ルール違反、その他生徒としてあるまじき行為があるときは、賞罰規程第2条による。

第4章 雑則

第10条 特別な推薦選手を参加させるためには、競技委員会の承認を得ること。

第11条 シード選手並びに出場資格獲得の基準は、競技スケジュールとともに発表される。

- 1 与えられたシード権は、シード選手発表後、指定された期日までに辞退の申し出をすることができる。
- 2 ただし、その期間を過ぎて辞退を申し出た者は、第12条ロの2項目に該当し、処分の対象となる。

第12条 罰則

- 1 次の者で正当な理由のない場合は出場を取り消し、その時点から本連盟主催競技への出場を期限付き停止とする。
 - イ 無断欠席者、遅刻者、目土袋、スコップ、グリーンフォーク、ゴルフ規則書（ローカルルール含む）不携帯者。（ただし、この遅刻者とは開会式（OPセレモニー含む）・アピアの時間に遅れた者を指す。）
 - ロ ユニフォーム規程違反者、頭髪違反者
 - ハ 大会出場日数規程違反者
 - ニ その他、競技委員会において協議し、試合参加不適当と認めた者
- 2 期限
 - イ 遅刻者、目土袋、スコップ、グリーンフォーク、ゴルフ規則書（ローカルルール含む）不携帯者及びユニフォーム規程違反者、頭髪違反者は、その大会の出場を停止する。
 - ロ 他団体競技を優先し本連盟主催競技（第7条1）を欠席した者は、その時点から本連盟主催競技への出場を6ヶ月以下の停止とする。

ただし、日本ゴルフ協会主催競技及びこれに準ずる競技に参加する場合を除く。
 - ハ ゴルファーとして不名誉な行為があった場合は、本連盟賞罰規程による。
 - ニ その他の出場停止期限については、本連盟賞罰規程による。

第13条 本規程は理事会にて改定する。